

# 厚沢部町立厚沢部中学校 いじめ防止基本方針

令和7年（2025年）11月 厚沢部町立厚沢部中学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な影響を生じさせるおそれがある、決して許されない人権侵害行為です。本校は、いじめ防止対策推進法（法）、国の基本方針、厚沢部町いじめ防止基本方針に基づき、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送り、健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域と連携し、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」に組織的に取り組むため、本方針を策定します。

## 第1章 基本的な考え方

### 1. いじめの定義

生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と捉えます。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

#### （1）判断の視点

表面的・形式的に行うのではなく、被害性に着目し、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。

#### （2）行為の類型

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、本人が心身の苦痛を感じていれば「いじめ」と判断し、背景にある事情の調査を行います。また、生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合があります。

#### （3）ネットいじめ

本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

### 2. いじめの解消の定義

以下の2つの要件が満たされている状態をいいます。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。この判断は、被害生徒本人及びその保護者への面談等による確認を経て、慎重に行います。

## 第2章 いじめ防止等のための具体的施策

### 1 組織立てた対応

法第22条に基づき、校長、教頭、生徒指導主事、（養護教諭）、スクールカウンセラー、各学年主任等で構成する「対策委員会」を設置する。本組織が中心となり、いじめに関する情報の集約・共有、未然防止の計画策定、事案発生時の組織的対応を行う。

### 2. いじめの予防・防止（未然防止）のための取り組み

#### （1）魅力ある授業づくり

生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感と成就感を育て、生徒が主体的に学び自己有用感を実感できる授業を推進します。

#### （2）豊かな人間関係づくり

教科指導、部活動、学校行事など全ての教育活動において、全校の生徒が認められ、生徒同士が互いの個性を尊重し合える集団づくりを進めます。

(3) 心の教育の充実

道徳科、特別活動、人権教育を通じ、生命の尊さ、他者への共感、正義感を育みます。特に「観衆」や「傍観者」の立場を取ることの問題性について考えさせる指導を行います。お互いに相手を思いやり、大切にし合うような雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。

(4) 情報モラル教育の徹底

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用に伴う危険性、インターネット上での誹謗中傷が重大な人権侵害であり犯罪行為にもなり得ることについて、専門家や関係機関と連携し、繰り返し指導します。

(5) 生徒会活動との連携

生徒会が主体となった「いじめ撲滅宣言」や「あいさつ運動」などの自主的活動を支援します。

(6) 教職員の意識改革と資質向上

「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員の理解と実践力を深めます。道徳の時間の授業公開を行うなど、思いやりの心や命を大切にする心を育む指導の充実に努めます。

(7) 保護者や地域への啓発・連携:

生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝えます。

学校・家庭・地域の連携が、いじめ問題の解決に大切なことを、学校便りや道徳の時間の授業の地域への公開等で伝え、協力をお願いします。

地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めるため、保護者の会合や地域の会合等で、健全育成についての話し合いを進めることを依頼します。

### 3. いじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見のための取り組み

全教職員による多角的な見守り：担任をはじめ、多くの教職員が多角的な視点（友人関係、部活動、SNS上のトラブルの兆候等）で生徒の様子を見守り、気付いたことを生徒理解研修の場で共有します。

定期的な調査と相談：年3回以上のアンケート調査（「学校風土アンケート」「ハイパーQU」「心と体のチェックシート」「いじめアンケート」等）を実施し、生徒の人間関係や悩み等の把握に努めます。アンケートにはSNS上のトラブルに関する項目を必ず含めます。

(2) 相談体制の周知

保健室、相談室、スクールカウンセラーの活用を生徒・保護者に周知し、いつでも相談できる環境を整えます。

### 4 初期対応・事実関係の把握

(1) 通報の義務と情報共有

いじめの兆候を発見、または相談を受けた教職員は、一人で抱え込みず、直ちに管理職に報告し、「対策委員会」を通して校内で情報共有します。

(2) 積極的な声かけ

様子に変化が感じられる生徒には、教職員から積極的に声かけを行い、生徒に安心感をもたらせます。

(3) 組織的対応

被害者、加害者といった二者関係だけではなく構造的に問題を捉え、学校として組織的な体制のもとに事実関係を早期に把握します。

(4) 対応方針の決定

「対策委員会」は、校長のリーダーシップのもと、情報の事実確認を行い、被害生徒の安全確保を最優先に対応方針を決定します。

(5) 被害生徒への支援

被害生徒と保護者に寄り添い、安全・安心を確保（加害生徒との物理的・心理的分離を含む）し、心のケアを最優先します。

(6) 加害生徒への指導

加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、行為の重大性・違法性を認識させ、反省を促す指導を粘り強く行います。

(7) 保護者との連携

被害・加害双方の保護者に対し、事実関係を誠実に説明し、家庭と連携して解決にあたります。

(8) 警察との連携

いじめが犯罪行為（暴行、恐喝、器物損壊、ネット上の名誉毀損等）として取り扱われるべきと判断される場合は、直ちに教育委員会に報告の上、警察と連携して対処します。

(9) ネットいじめへの対応

把握：被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロールでの発見により行います。

・削除・停止：状況を確認し記録した後、管理者への連絡・削除依頼を行います。

・指導と連携：いじめへの対応を実施し、必要に応じて警察への相談を行います。

### 第3章 重大事態への対応

#### 1. 重大事態への対応

いじめにより、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合、またはその疑いが生じた場合、教育委員会と連携し、法及び国の最新ガイドラインに基づき、被害生徒を徹底して守り通す観点から、迅速かつ適正に対処します。

#### 2. 重大事態の定義：

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 3. 生徒・保護者からの申立て

生徒またはその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱います。

#### 4. 報告義務と調査への協力

(1) 重大事態と判断した場合、またはその疑いが生じた場合は、直ちに町教育委員会に報告します。

(2) 調査への協力

町教育委員会及び檜山教育局に指導・助言を求め、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（第三者委員会等）に協力します。

(3) 学校主体での調査

不登校重大事態（法第28条第1項第2号）等で、教育委員会が学校主体での

調査を適当と判断した場合は、教育委員会の指導・支援のもと、「対策委員会」に公平性・中立性を確保するため町教育委員会が推薦する第三者を加え、調査を実施します。

(4) 被害生徒への支援

調査の主体に関わらず、本校は被害生徒と保護者の心のケア、学習支援、安全確保（加害生徒との分離等）に全力を尽くします。

おわりに

本方針は、全教職員の共通理解のもと実行されるものであり、取組状況を「対策委員会」が中心となって定期的に点検（PDCAサイクル）し、国の方針改定や学校の実態に応じて、常に見直しと改善を図るものとします。